

1. 戸籍法の改正について

- ① 今回の法改正は、当初案では戸籍法49条2項1号「出生届には、・・・嫡出子又は嫡出でない子の別を記載しなければならない」を廃止することも含んでいたはずだが、これを見送った理由は何か？
- ② 上記規定が違憲ではないという最高裁判決が9月26日にあったにもかかわらず、なぜ当初案では戸籍法の改正を盛り込んでいたのか？
- ③ 上記最高裁判決では、出生届に嫡出、非嫡出の区別の記載を義務付けることは、市町村長の事務処理上不可欠の要請とまではいえないとしており、現に法務省は、平成22年通知以降は、当該記載がなくても出生届を受理している。事実上、出生届の任意的記載事項になっているのだから、同通知に基づく迂遠な手続きを経ずに受理できるよう法改正をすべきではないか？

【資料1】

- ④ 上記最高裁判決では、当該記載を義務付けることは事務処理の便宜に資するとあるが、今回の民法改正によって婚外子の相続差別規定が廃止されても、「事務処理の便宜に資する」場合はあるのか？あるのであれば、いかなる便宜があるのか具体的に説明してほしい。
- ⑤ 兵庫県明石市は、9月4日の最高裁決定と上記最高裁判決を受けて出生届の上記記載欄を抹消したが、この取扱いが法務省が認めなかった。その理由は何か？【資料2】
- ⑥ 戸籍法において、出生届に嫡出、非嫡出の区別の記載を義務付けることは、上記最高裁判決の事例のように届出人に出生届の提出を躊躇させる場合があり、それによって子どもに不利益が生じうる。また、法律上は必要的記載事項とし、事実上任意的記載事項として扱うのは、かえって事務処理の混乱を招く。その傾向は、9月4日の最高裁決定によって今後顕著になると思われる。だとすれば、出生届に嫡出、非嫡出の区別の記載を義務付けることは、立法目的たる「事務処理の便宜に資する」とは言えないし、仮に言えたとしても、記載義務付けで得られる利益より不利益の方が圧倒的に大きい。当初方針どおり、民法改正と併せて、戸籍法改正を行うべきではないか？

2. 婚外子の相続差別規定廃止について

- ① 前回の質疑で、今回の改正で恩恵を受けるのは「不貞の子」だけだという土屋委員の発言があったが、必ずしもそうは言えないはず。不貞行為によって生まれた子ども以外で恩恵を受ける子どもは、どのような場合に生じるか？
- ② 上記のような場合、これまでの民法では、養子縁組をしない限り婚内子と婚外子とで法定相続分に格差があり、この格差は遺留分にも影響していた。この点については、違憲判断がなかったとしても早急に是正する必要があったのではないか？
- ③ 不貞行為によって生まれた子どもの場合でも、子どもには責任がない。遺言や寄与分によって格差が生じるのはやむを得ないにせよ、法定相続分の段階で格差を設ける必要はない。法律婚を守り、不貞行為による婚外子の増加を防ぎたいのであれば、不貞行為そのものを禁ずる立法措置を講ずればよい。戦後、女性の不貞行為を処罰する姦通罪が男女平等の観点から廃止されたが、男性の不貞行為も処罰する形で男女平等を図りつつ姦通罪を存続させるといふ議論はなかったのか？
- ④ 上記のような議論も過去にあったのであれば、今回の改正に反対する自民党の議員たちの懸念を払拭するため、男女とも処罰する姦通罪を検討すればいいのではないか？
- ⑤ 今回の改正で、遺産形成に対する婚内子と婚外子の貢献度の違いを公的に認定する仕組みとして寄与分の制度が重要となる。過去1年で、婚内子と婚外子が当事者に含まれる遺産分割の審判において婚内子の寄与分が認められたケースにつき、事案の概略と婚内子と婚外子の間にどの程度の相続分の格差を付けたかを説明して欲しい。
- ⑥ 今回の改正の効力は、最高裁大法廷決定のあった9月4日の翌日から生じることになっている。しかし、当該決定によれば、それ以前の平成13年7月以降の相続につき、現行法によってなされた遺産分割の審判、遺産分割の協議、その他の合意等により確定的なものとなっていない法律関係については事実上改正の効力が及び、婚内子と婚外子の相続分は平等に扱われることになる。この点について、改正法だけ読んで最高裁決定を読んでいない人には分からないので、法務省は適切な広報活動を行うべきではないか？

- ⑦ 逆に最高裁決定を読んだ人からすると、どういう場合に現行法によってなされた法律関係が確定的なものとなるか分からないのではないか？確定の有無をめぐって無用な紛争が生じないように、法務省は具体例を示すべきではないか？

以上